

のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て
支援事業計画） 第3章

**小金井市子ども・子育て支援事業計画
（平成29年3月改定）**

本計画は、平成27年3月に策定した「のびゆくこどもプラン 小金井（小金井市子ども・子育て支援事業計画）」のうち「第3章 子ども・子育て支援事業計画」を変更したものです。

当初策定時の計画期間である平成27年度から31年度までの5年間のうち、平成29年度から平成31年度までの3年間について変更しました。

主な変更内容は次のとおりです。

○ 計画期間の年齢別児童数の推計（5ページ）

年齢別児童数の推計と実績に乖離が生じていることから、平成28年10月1日現在の児童人口実績を踏まえ、年齢別児童数の推計を変更しました。

○ 教育・保育施設の提供体制の確保と実施時期（6～8ページ）

年齢別児童数の推計の変更等に伴い、量の見込み及び確保の内容を変更しました。

○ 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策（11～24ページ）

年齢別児童数の推計の変更等に伴い、変更が必要な事業について量の見込み及び確保の内容を変更しました。

○ 利用者支援事業（11～12ページ）

平成29年度から新規実施予定の母子保健型を追記しました。

○ 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども総合プラン事業（14～15ページ）

新規実施予定の放課後子ども総合プラン事業を追記しました。

第3章

子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、自治体にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

区域の設定にあたっては、保護者や子どもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案することとされています。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。特に保育施設の場合、子ども・子育て支援新制度では基準等の条件を満たす保育施設の設置認可申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。不測の設置認可による、既存施設との不調和、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくし、安定して教育・保育を提供できるよう考慮しなければなりません。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 小金井市における教育・保育提供区域

小金井市は、4km四方とコンパクトなまちで、比較的移動が容易なことが特徴です。利用者の通勤等の実態を踏まえた動線を考慮しつつ、市内全体の広域的な観点で効率的な施設整備を図れ、一時的な需要の増減に対して柔軟な対応が可能であることから、市内全域を1区域とします。施設整備にあたっては、提供区域にとらわれず、既存施設との調和を図りつつ、利用者の利便性を考慮しながら検討していきます。

事業区分	提供区域
1号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	市内1区域
2号認定（満3歳以上の小学校就学前児童）	
3号認定（満3歳未満の小学校就学前児童）	

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

11事業	提供区域	考え方
利用者支援事業	市内1区域	教育・保育施設の活動の一環であるため、小金井市内全域とする。
延長保育事業（時間外保育）	市内1区域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、小金井市内全域とする。
放課後児童健全育成事業（学童保育）	市内1区域	教育・保育の区域設定を踏まえ、小金井市内全域とする。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
養育支援訪問事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
一時預かり事業	市内1区域	教育・保育施設での利用も含むため、小金井市内全域とする。
病児保育事業	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
妊婦健診事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。

第2節 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付、地域型保育給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	満3歳以上	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園、 地域型保育に該当

教育・保育施設の分類について

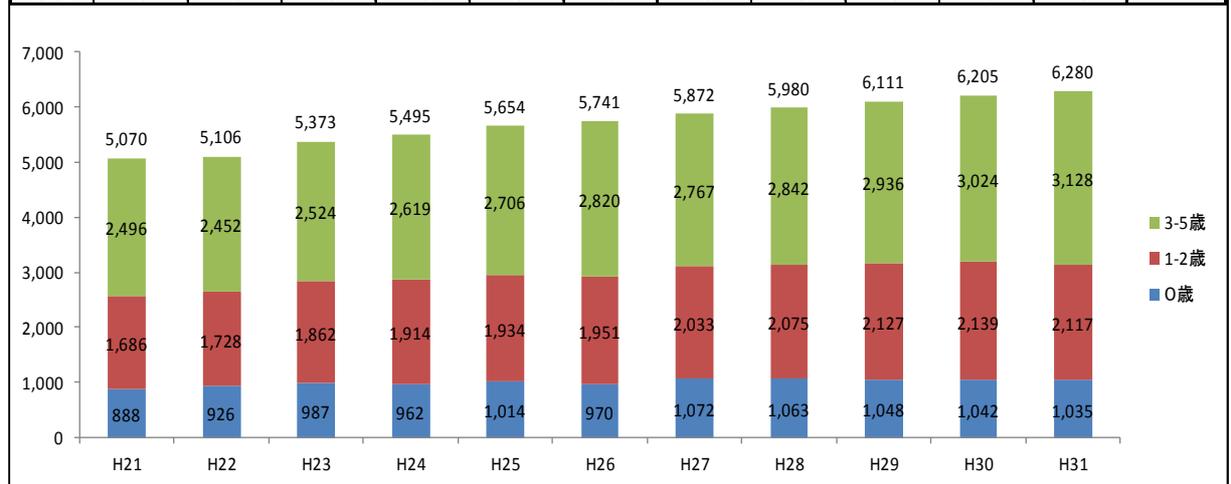
施設型給付 現行制度から、子ども・子育て支援新制度へ移行し給付対象となる事業		
保育所 <0～5歳> 就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって養護と教育が一体となった保育を提供します。	認定こども園 <0～5歳> 幼稚園と保育所が一体となった施設で子どもを預かり、教育・保育を提供する施設です。	幼稚園 <3～5歳> 小学校以降の学習や生活の基礎を作るため、子どもを預かり、就学前の教育を提供します。
地域型保育事業 <0～2歳> 新設される事業です。 ※新制度に移行する施設のみ <ul style="list-style-type: none"> ●少人数（20人未満）の保育を行い、対象は、0～2歳を対象とする。 ●設置認可は自治体が判断する。 	地域型保育給付 新制度から定められた4つの類型事業	
	家庭的保育 (家庭福祉員) <定員は5人以下> 保育士資格または、保育士と同等の研修を受けた者の居宅等で保育する通所の施設です。	小規模保育 <定員は5～19人> 家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う保育です。
	事業所内保育 <従業員枠/地域枠> 企業の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。	居宅訪問型保育 <1対1の保育> 保護者の自宅で1対1の保育を行います。
	私立幼稚園 (新制度に移行しない園)	認証保育所 (東京都独自の制度)

計画期間の年齢別児童数の推計

国が示す手引きに従い、計画期間中の児童数について、平成24年から平成28年の1歳年齢ごと男女別人口を基に、平成28年10月1日現在の人口実績も踏まえ、コーホート変化率法にて推計しました。推計結果は以下のとおりとなります。児童人口は計画最終年度の平成31年度まで増加傾向にあるものの、0歳人口は平成27年度をピークに減少に転じていくものと見込まれます。

	実績								推計			伸び率 (H28-H31)
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	
0歳	888	926	987	962	1,014	970	1,072	1,063	1,048	1,042	1,035	-2.6%
1歳	837	899	947	984	951	1,001	1,028	1,055	1,081	1,065	1,059	0.4%
2歳	849	829	915	930	983	950	1,005	1,020	1,046	1,074	1,058	3.7%
3歳	798	827	864	904	943	997	933	989	1,040	1,067	1,095	10.7%
4歳	820	800	842	869	891	929	928	917	929	977	1,002	9.3%
5歳	878	825	818	846	872	894	906	936	967	980	1,031	10.1%
6歳	926	906	849	832	831	856	891	933	964	995	1,009	8.1%
7歳	832	947	928	846	837	836	877	901	943	974	1,006	11.7%
8歳	978	853	961	930	848	839	842	878	902	944	975	11.0%
9歳	994	984	866	970	920	839	846	842	878	902	944	12.1%
10歳	931	1,014	996	878	972	923	865	845	841	877	901	6.6%
11歳	943	946	1,026	1,007	890	985	934	880	859	855	892	1.4%

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	伸び率 (H28-H31)
0歳	888	926	987	962	1,014	970	1,072	1,063	1,048	1,042	1,035	-2.6%
1-2歳	1,686	1,728	1,862	1,914	1,934	1,951	2,033	2,075	2,127	2,139	2,117	2.0%
3-5歳	2,496	2,452	2,524	2,619	2,706	2,820	2,767	2,842	2,936	3,024	3,128	10.1%
小計	5,070	5,106	5,373	5,495	5,654	5,741	5,872	5,980	6,111	6,205	6,280	5.0%
6-8歳	2,736	2,706	2,738	2,608	2,516	2,531	2,610	2,712	2,809	2,913	2,990	10.3%
9-11歳	2,868	2,944	2,888	2,855	2,782	2,747	2,645	2,567	2,578	2,634	2,737	6.6%
合計	10,674	10,756	10,999	10,958	10,952	11,019	11,127	11,259	11,498	11,752	12,007	6.6%



2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（満3歳以上、幼稚園を利用希望）

■量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	1,644 人	1,684 人	1,748 人	1,797 人	1,857 人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	183 人	187 人	187 人	192 人	199 人
上記以外	1,461 人	1,497 人	1,561 人	1,605 人	1,658 人
2 確保の内容	1,644 人	1,684 人	1,748 人	1,797 人	1,857 人
特定教育・保育施設	105 人	105 人	144 人	144 人	144 人
確認を受けない幼稚園	950 人	950 人	1,020 人	1,020 人	1,020 人
市外の幼稚園	589 人	629 人	584 人	633 人	693 人
過不足（2-1）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない幼稚園のこと。

■確保の方針

小金井市には、私立幼稚園6園、国立大学附属幼稚園1園の計7園があり、定員数の合計が1,055人となっています。子ども・子育て支援に関するニーズ調査にもあるように、市内幼稚園で確保される定員数は、必要利用定員総数に大きく不足しており、市内の未就学児童の多くが市外の幼稚園に通園しています。

今後は、認定こども園の新設や、既存の保育施設が認定こども園へ移行を希望する場合の受け入れ体制づくりによる円滑な認定こども園への移行により幼稚園の利用ニーズに対応するとともに、保育施設の整備を進め、現在の待機児童の状況から当初より保育施設の利用をあきらめている2号認定児童の受け入れ等により、現状よりも多くの児童が地域の施設に通園できる体制を整えます。

また、子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、今まで以上に幼稚園と市との連携を進めていく必要があります。私立幼稚園協会等との情報提供・交換による相互理解、幼稚園各園の共通した課題等に対する支援を行うことにより、教育・保育の総合的な質の維持、向上を図っていきます。

(2) 2号認定（満3歳以上、保育所を利用希望）

■量の見込みと確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	1,060人	1,086人	1,082人	1,113人	1,152人
2 確保の内容	1,074人	1,156人	1,286人	1,481人	1,481人
特定教育・保育施設	987人	1,085人	1,204人	1,399人	1,399人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	87人	71人	82人	82人	82人
過不足（2-1）	14人	70人	204人	368人	329人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 3号認定（満3歳未満、保育所を利用希望）

① 3号認定（0歳）

■量の見込みと確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	253人	251人	284人	282人	280人
2 確保の内容	226人	251人	254人	284人	284人
特定教育・保育施設	155人	184人	199人	229人	229人
地域型保育事業	16人	22人	27人	27人	27人
認可外保育施設	55人	45人	28人	28人	28人
過不足（2-1）	△27人	0人	△30人	2人	4人
保育利用率	23.5%	26.4%	24.2%	27.3%	27.4%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

② 3号認定（1・2歳）

■量の見込みと確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	885人	861人	989人	995人	984人
2 確保の内容	760人	823人	878人	1,003人	1,003人
特定教育・保育施設	529人	612人	651人	776人	776人
地域型保育事業	65人	77人	99人	99人	99人
認可外保育施設	166人	134人	128人	128人	128人
過不足（2-1）	△125人	△38人	△111人	8人	19人
保育利用率	38.8%	43.2%	41.3%	46.9%	47.4%

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の方針

平成 28年4月の待機児童数は154人となりました。共働き家庭の増加等により、今後も引き続き保育ニーズが増加することが見込まれます。子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果からも、待機児童の9割を占める0歳児から2歳児までの児童における定員数が大きく不足し、喫緊の課題となっています。

0歳児から2歳児までの保育ニーズに機動的に対応するために、新たに創設された小規模保育事業や家庭的保育事業の整備による確保を行うと同時に、3歳児以上の受け皿や、連携施設の確保も視野に入れた認可保育所の定員拡充、認定こども園も含めた整備を図ります。また、小金井市の保育施策の一翼を担っている認証保育所を含めた認可外保育施設について、計画期間中の整備を図り、平成30年度までに必要利用定員総数に対応した定員数の確保を目指します。

なお、認可外保育施設については、特に3歳未満児及び多子世帯の保育料負担の認可保育所との格差が指摘されています。小金井市においても保護者助成金を支給して保護者の経済的負担の軽減を図っていますが、保育を希望する家庭が等しく保育サービスを受けられるよう、他市の状況も踏まえながら、所得の状況に応じた負担のあり方を検討していきます。

また、認可保育所の保育料を平成29年度から平成31年度までの3年間にかけて段階的に改定し、改定により見込まれる財源をもとに、更なる子育て支援施策の拡充・待機児童解消施策の推進に努めます。

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受け入れ体制づくりをします。

（1）認定こども園の特徴

- ① 就学前の教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供する。
- ② 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- ③ 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。

（2）認定こども園運営について

①幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人一人の存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行う。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設である。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成する。

②幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考える。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとのかかわる活動を、子どもの発達状況の違いを踏まえつつ設定する。

4 教育・保育施設の質の向上

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育を提供しなければなりません。教育・保育施設の更なる質の向上を図るためには、幼稚園教諭、保育士の待遇改善やそれを支える各施設、事業者同士の情報共有や連携が必要となります。同時に、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。また、発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向け、幼保小のより一層の連携を進めるとともに、他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童についても配慮する必要があります。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めていきます。

- ① 職員資質向上に向けた研修等の充実
- ② 幼稚園・保育所や地域型保育事業者の連絡会等との連携の充実
- ③ 第三者評価の受審促進

第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

保護者の就労の有無等にかかわらず全ての子どもと子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法では13の事業を地域子ども・子育て支援事業と定め、計画的な提供体制を確保することとされました。子ども・子育て支援法の基本指針等に沿って、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の内容は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業

【特定型】

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象児童] 未就学児童

【母子保健型】

妊婦の健康の保持・増進のほか、出産・子育てに対する不安の軽減を図ることで、安心して出産を迎えられるように、全ての妊婦に対し面接を行い、必要に応じて情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象者] 妊婦

確保の内容

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
【特定型】 実施予定か所数(か所)	1	1	1	1	1
【母子保健型】 実施予定か所数(か所)	/		1	1	1

■確保の方針

【特定型】

多様化する保育ニーズに対応し、様々な保育サービス、子育て支援等に関する情報提供や相談等を行うため、保育所申請窓口には保育所等入所相談支援員を配置し、平成26年度から実施をしています。利用者支援事業に含まれる地域連携機能については、子ども家庭支援セ

ンターにおいて子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供や関係機関との連携、調整を行っています。利用者支援事業については、今後も引き続き、保育所等入所相談支援員により、主に教育・保育サービスに関する利用者支援の窓口として実施していきます。また、相談の中で把握された育児、発達等の支援を必要とする家庭に対しては、各機関へのガイド役として相談に応じていきます。

【母子保健型】

妊娠届提出時に配布している母子バック等で面接を周知し、予約制にて保健センターで面接を実施します。

また、来所して面接することが困難な妊婦には、電話や訪問による相談支援を行います。

妊娠期から、保健師等の専門職が関わることにより、妊婦の健康の保持・増進や育児に関する不安の軽減を図るとともに、母子保健サービスの選定や各種情報提供を行います。また、必要に応じて支援プランを作成し、関係機関と協力して定期的な支援を行うことで、全ての妊婦が安心して妊娠期を過ごすことができるよう支援します。

(2) 延長保育事業（時間外保育）

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業です。

[対象児童] 未就学児童

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	604	604	972	1,116	1,116
確保の内容（人）	556	628	972	1,116	1,116

■確保の方針

認可保育所全園で延長保育を実施しており、保育所在園児の 18 時以降の保育ニーズに対応しています。延長時間は、公立保育所は 19 時まで、私立保育所は各園により 19 時から 20 時の間で時間が異なります。既設の保育施設において継続的な実施体制の維持を図るとともに、新規に設置される施設と連携しながら、事業を実施していきます。また、保護者の就労状況等を踏まえながら、19 時以降の延長についても検討していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども総合プラン事業

① 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象児童] 就学児童

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	994	1,008	1,205	1,245	1,282
【低学年】量の見込み	740	764	955	990	1,017
【高学年】量の見込み	254	244	250	255	265
確保の内容（人）	790	810	810	810	810

■確保の方針

小金井市では、学童保育所を小学校区ごとに設置しています。これまでの間、大規模化への対応、設備の更新を図るため、計画的に建替え工事を実施し、入所希望児童の全入所を維持するとともに、適正な規模での学童保育を推進してきました。

しかしながら、量の見込みは確保の内容を上回っており、今後の学童保育所の運営・整備にあたっては、児童の安全性、保育の質の確保等を踏まえ様々な視点から確保量を拡充する手法を検討し、ニーズに対応していきます。

また、放課後子ども総合プランの推進による放課後子ども教室との連携に努めていきます。

② 放課後子ども総合プラン事業

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な経験・活動ができるよう、放課後子ども教室と学童保育所が連携し、総合的な放課後対策に取り組む事業です。

[対象児童] 就学児童

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保の内容			平成31年までに一体型を6か所、連携型を3か所整備する。		

■確保の方針

一体型放課後子ども教室の共通プログラムの企画段階から、学童保育所の指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携して内容等を検討できるよう、小学校区毎に「放課後子ども

もプラン協議会」を設けます。連携型の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるよう、両事業者の連絡、情報交換を密にします。放課後子どもプラン運営委員会や小学校区毎の協議会において、学校施設の活用状況等を定期的に協議し、使用計画を策定します。放課後子どもプランの担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子どもプランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促します。一体型放課後子ども教室実施にあたっては、特別教室、体育館、校庭、図書室等学校施設の一時利用を促進します。放課後子ども教室の実施にあたる責任体制を明確化していきます。総合教育会議では、総合的な放課後対策について協議をします。

(注)

小1の壁：仕事をしている親にとって、子どもが小学校入学後に、安全・安心な放課後等の居場所を確保することが困難となり、仕事をやめたり、働き方を変えざるを得なくなるなどの問題

一体型：放課後子ども教室と学童保育所が同一の小学校内等の活動場所において実施され、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに学童保育所に通う児童が参加できるもの

連携型：放課後子ども教室と学童保育所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所であって、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに学童保育所に通う児童が参加できるもの

放課後子どもプラン協議会：放課後子ども教室を一体型で実施する場合、学童保育所、放課後子ども教室、学校関係者の連携をより一層促進するため、共通プログラムの日時・内容・実施場所等、子どもの情報共有、学校と連携したプログラムの実施等を検討するために学校区ごとに設置する協議会

共通プログラム：放課後子ども教室関係者と学童保育所関係者が、内容や日程等共通認識を持ち、学童保育所に通う児童も放課後子ども教室に参加できるプログラム

放課後子どもプラン運営委員会：地域社会の中で市内に在住する児童、生徒等に対し、放課後に子どもたちの安全で健やかな居場所づくり事業を推進することを目的とし設置されている。地域住民、学校等の各地域団体及び関係機関と協力及び連携を図り、放課後対策事業の事業計画の策定、安全管理、広報活動等を検討するための委員会

総合教育会議：市長と教育委員会が市の教育行政の大綱や、教育の重点とする施策、児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置等について協議・調整を行う会議

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

[対象児童] 未就学児童

[単位] 延べ利用者数（年間）人／年

量の見込みと確保の内容

【変更後】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/年）	711	712	749	761	770
確保の内容（人/年）	730	730	730	730	730

■確保の方針

2歳から中学校就学前までの児童を対象に、定員2名で事業を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、0歳、1歳児の利用ニーズが認められます。受入れ施設の体制等も含めて、今後研究していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

[対象年齢] 0歳

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	1,045	1,037	1,250	1,243	1,235
確保の内容	1,045	1,045	1,250	1,250	1,250
	実施体制：市保健師及び委託で実施 実施機関：健康課（保健センター） 委託団体等：母子保健推進員（保健師、助産師有資格者等）				

■確保の方針

出生後提出される「赤ちゃん連絡票（出生通知）」に基づき訪問を行っています。様々な事情により連絡票が未提出となっている家庭に対しても、電話や直接訪問、不在連絡票の投函等の対応を行い、訪問の勧奨を行う等、全ての家庭へ訪問する体制を整えています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」。
[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	23	23	23	23	23
確保の内容(人)	23	23	23	23	23
実施体制：子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関：子育て支援課（子ども家庭支援センター） 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（6事業所）					

■確保の方針

乳児家庭全戸訪問事業、関係機関からの通告や個々のケースワークを通して把握される養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援センターがその必要性等を判断し派遣しています。現在、必要性が認められた家庭に対しては全件派遣を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、相談支援、育児家事援助の質が保たれるよう、訪問支援者に対する研修（年1回）の実施、育児家事援助を行うヘルパー派遣事業所との定期的な連絡会（年2回）の開催を継続して実施し、連携を図っていきます。

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
児童福祉法第6条の3の規定より

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供を行う事業です。

[対象年齢] 未就学児童

[単位] 延べ利用者数（月間）人／月

量の見込みと確保の内容

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
量の見込み（人/月）		7,426	7,270	8,081	8,096	8,021	
確保の内容	確保の内容（人/月）	2,016	2,016	4,116	4,116	4,116	
	確保の内容（か所）	4	4	5	5	5	
	児童館の子育てひろば事業（人/月）	2,016	2,016	2,016	2,016	2,016	
	児童館の子育てひろば事業（か所）	4	4	4	4	4	
	子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業（人/月）	/			2,100	2,100	2,100
	子ども家庭支援センターの親子遊びひろば事業（か所）				1	1	1

■確保の方針

現在、児童館4館で子育てひろばとして事業を実施しています。しかしながら、量の見込みは現在の提供体制を上回っています。

平成 27 年度より学童保育所で市の独自事業としてひろば事業を開始するほか、子ども家庭支援センターで実施している常設の親子遊びひろばを平成 29 年度より本事業に位置付け、ニーズに対応していきます。

また、市内の各認可保育園において実施されている子育て中の親子の交流や育児相談等を目的としたひろば事業の活用も検討していきます。

市内各所に地域の子育て支援の拠点となるひろばを開設・整備することにより、保護者が子どもを連れて容易に利用できるよう、利便性の向上も図っていきます。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

[対象児童] ①幼稚園在園児 ②在園児以外は未就学児童

[単位] 延べ利用者数(年間)人日/年

①幼稚園における一時預かり(幼稚園における在園児対象型)

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み合計(人日/年)	51,541	52,794	52,561	54,136	55,998
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(1号認定見込み)	7,038	7,209	7,177	7,392	7,646
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり(2号認定見込み)	44,503	45,585	45,384	46,744	48,352
確保の内容(人日/年)	15,525	15,525	15,525	15,525	15,525

■確保の方針

市内幼稚園4園で預かり保育が実施されています。共働き世帯の増加により2号認定(保育の必要性あり)が見込まれる児童の幼稚園(幼児期の学校教育)希望が一定程度見込まれ、一時預かり事業の量の見込みが実績を上回っています。市内幼稚園の教育方針や運営体制を尊重しながら、連携を取り確保していきます。また、市外の幼稚園利用児童についても、各園での預かり保育の実施状況に基づき利用ニーズに対応していきます。

②保育園等における一時預かり（幼稚園における在園児対象型以外）

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日/年）	26,991	27,033	28,453	28,891	29,240
確保の内容（人日/年）	32,230	32,271	32,313	32,355	33,128
保育園の一時預かり （在園児対象型以外）	30,025	30,025	30,025	30,025	30,025
子育て援助活動支援事 業（ファミリー・ サポート・センター）	2,205	2,246	2,288	2,330	2,373
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	730

■確保の方針

現在、認可保育所 11 園、保育室（定期利用保育事業）、ファミリー・サポート・センターにおいて一時預かりのニーズに対応しています。今後も引き続き現状の提供体制を維持していきます。

一方では、一時保育を利用したいが混雑していて予約が取れない、一時預かりの予約が取りづらいとの声が寄せられています。様々な理由によるニーズに対応できるよう、私的、緊急一時預かりの充実等が今後の課題であり、保育所の整備とともに一時預かり事業の実施を検討する必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業は多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員に対する協力会員登録の働きかけ等を通して、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

トワイライトステイ事業は、事業を実施するに至っていません。衛生・安全面に配慮しつつ受入施設を幅広く捉え、保護者のニーズ等を見極め規模・内容を含め実施に向け検討します。

(9) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

[対象児童] 未就学児童

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日/年）	3,146	3,151	3,316	3,367	3,408
確保の内容（人日/年）	1,524	1,524	1,524	2,229	3,404
病児保育事業	1,524	1,524	1,524	2,229	3,404
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・ サポート・センターなど）	0	0	0	0	0

■確保の方針

現在、病後児保育室及び認可保育所における体調不良児対応型を各 1 施設、保育所に入所している児童を対象に実施しています。病後児保育室の過去の実績は利用数が少ないものの（平成 27 年度 107 人日）、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では多くの利用希望が把握されています。今後は定員の合計規模 8 人程度の事業実施を検討します。また、「病児保育」「対象者の拡大」「ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業」については、必要性について研究をしていきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業。

[対象児童] 就学児童

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日/年）	2,794	2,821	2,950	3,045	3,142
【低学年】量の見込み	1,850	1,912	2,017	2,092	2,147
【高学年】量の見込み	944	909	933	953	995
確保の内容（人日/年）	2,794	2,821	2,950	3,045	3,142

■確保の方針

会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引き続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員への協力会員登録への働きかけ等を行います。また、毎月開催している登録説明会も保護者の出席しやすい体制を検討し、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

(11) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	1,110	1,101	1,167	1,161	1,153
確保の内容（人）	1,110	1,110	1,167	1,167	1,167
実施場所：都内契約医療機関 （助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付） 検査項目：計 14 回、現在の検査項目を引き続き実施 妊婦超音波検査 妊婦子宮頸がん検診					

■確保の方針

現在、全ての妊婦を対象に妊婦健診を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等を勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

保護者の世帯所得の状況を勘案して市が定める基準に従って、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

[対象児童] 未就学児童

量の見込みと確保の内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
確保の内容			実施	実施	実施

■ 確保の方針

国の検討状況、都や他自治体の動向を踏まえて、対象者に対して助成します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■ 確保の方針

市内には私立の幼稚園、認可・認可外保育施設が数多く存在し、各事業者の特色に基づいた教育・保育が提供されています。教育・保育施設の充実は喫緊の課題となっています。子ども・子育て支援新制度において地域型保育事業が新たに創設される等、多様なニーズに基づいた施設の設置が可能となりました。現状に引続き新規の施設設置に対するバックアップを行うとともに、国や都の状況を踏まえて実施を含めて内容を検討します。

小金井市子ども・子育て支援事業計画

平成29年3月

発行 小金井市

編集 子ども家庭部 子育て支援課

〒184-8504 東京都小金井市本町六丁目6番3号

TEL 042-387-9836 FAX 042-386-2609

E-mail s050599@koganei-shi.jp